

評議員及び役員の報酬等に関する基準

(目的及び意義)

第1条 この基準は、社会福祉法人宏友会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(理事会又は評議員会への出席費用)

第4条 役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、別に定める「旅費等費用弁償及び慶弔金・報酬に関する規程」に基づき旅費を支給することができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める「旅費等費用弁償及び慶弔金・報酬に関する規程」に基づいて、旅費を支給することができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(適用除外)

第6条 この法人の職員を兼務する役員は、第4条は適用しない。

(公表)

第7条 この法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この基準は、平成29年6月21日より施行する。